

# 平成26年第3回宇都宮市公平委員会

日 時 平成26年5月28日(水) 午前11時15分  
場 所 宇都宮市役所4階 懇談室

平成26年第3回宇都宮市公平委員会次第

5月28日(水) 午前11時15分  
宇都宮市役所4階 懇談室

- 1 開 会
- 2 議事録署名委員の指定
- 3 議事日程の説明
- 4 議 事  
日程第1 議案第4号 宇都宮市教職員協議会の登録事項の変更について
- 5 その他
- 6 閉 会

議案第4号

宇都宮市教職員協議会の登録事項の変更について  
宇都宮市教職員協議会の登録事項を届出どおり変更する。

平成26年5月28日提出

委員長 白 井 裕 己

職員団体登録事項変更届 別紙のとおり

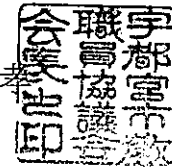
# 登録事項の変更届

平成26年 5月12日

宇都宮市公平委員会 様

宇都宮市教職員協議会

会 長 大貫 孝



職員団体の登録に関する条例第4条第1項の規定に基づき、次のと

おり登録事項の変更を届け出ます。

1. 変更事項 別紙(1)のとおり

2. 変更の事由

(1) 役員の変更 規約第20, 21条に基づく役員の変更

3. 変更の事由が生じた日

平成26年5月9日

(別紙1)

平成26年度

宇都宮市教職員協議会 本部役員名簿

(○印は新役員)

役職名	氏名	職名	所属校	勤務校所在地	電話
会長	大貫 孝	教諭	城山中央小	大谷町1402	652-0036
副会長	石井 明子	養護教諭	瑞穂台小	瑞穂1丁目22	656-4645
副会長	木下 知之	教諭	雀宮中央小	雀の宮3丁目10-13	653-0005
○副会長	手塚 正道	教諭	峰小	峰3丁目20-17	633-3973
副会長	川俣 貢裕	教諭	宮の原中	鶴田町261-3	648-2226
事務局長	数又 正史	教諭	富屋小	徳次郎町66-1	665-0009
事務局次長	相澤 恵美子	事務長	姿川第二小	砥上町52	648-3429
○事務局次長	大島 陽平	教諭	戸祭小	戸祭1丁目10-25	622-6244
事務局次長	荻原 智子	主査	五代小	五代2丁目22-33	653-8531
事務局次長	小林 由典	教諭	清原中央小	道場宿町848	667-0106
監事	田崎 典子	事務長	横川東小	下栗町963	656-1031
監事	平本 宰己	教諭	富士見小	星が丘2丁目3-31	622-6542
○監事	関根 うつ子	養護教諭	豊郷中央小	関堀町337	624-8202

## 平成26年度 宇都宮市教職員協議会 学校理事名簿

(○印は新理事)

	氏名	所属校	職名	勤務校所在地	電話
○	大塚 瑛子	中央小	教諭	宇都宮市中央本町1-29	635-3043
○	岩崎 みなみ	東小	教諭	宇都宮市東塙田1-6-14	622-2282
	渡部 恭平	西小	教諭	宇都宮市西1-2-13	634-6129
○	富村 典子	築瀬小	教諭	宇都宮市南大通り2-6-6	633-0363
	大金 創太	西原小	教諭	宇都宮市西原2-5-42	634-4401
○	手塚 栄介	戸祭小	教諭	宇都宮市戸祭1-10-25	622-6244
○	瀬下 弓之佑	今泉小	教諭	宇都宮市元今泉1-7-29	635-1725
○	星 笑美子	昭和小	教諭	宇都宮市戸祭元町1-15	622-3868
○	角田 茜	陽南小	教諭	宇都宮市大和1-10-15	658-1280
○	江部 まり子	桜小	教諭	宇都宮市桜3-2-22	634-4481
○	塚越 達也	錦小	教諭	宇都宮市錦2-7-15	621-0444
○	馬場 清華	細谷小	教諭	宇都宮市細谷1-4-38	624-6023
	坂本 千春	峰小	教諭	宇都宮市峰3-20-17	633-3973
○	高島 朝子	富士見小	教諭	宇都宮市鶴田町2708-3	633-4549
○	南雲 智仁	泉が丘小	教諭	宇都宮市泉が丘7-12-14	661-2255
○	新堀 敬裕	石井小	教諭	宇都宮市石井町1213	661-3003
	村山 美香	緑が丘小	教諭	宇都宮市緑3-3-12	658-2600
○	須藤 美佐	宮の原小	教諭	宇都宮市宮原4-1-14	633-1505
○	長谷部 大樹	御幸小	教諭	宇都宮市御幸本町4638-1	662-3268
○	菱山 香奈子	明保小	教諭	宇都宮市下荒針町3456-2	648-2200
○	小林 悠里	宝木小	教諭	宇都宮市駒生町3364-29	624-0317
○	鶴見 佐和子	城東小	教諭	宇都宮市築瀬町360	635-9534
○	川村 孝子	平石中央小	養護教諭	宇都宮市下平出町479	661-0309
○	水嶋 裕貴	平石北小	教諭	宇都宮市平出町1804	661-0647
○	中條 陽史	清原中央小	教諭	宇都宮市道場宿町848	667-0106
○	齋藤 圭子	清原南小	教諭	宇都宮市上籠谷町1401	667-0516
	織田 千春	清原北小	養護教諭	宇都宮市板戸町1765	667-0780
○	山崎 麻美	清原東小	教諭	宇都宮市氷室町1713-1	667-0515
○	永鷲 佳奈子	横川中央小	教諭	宇都宮市屋板町1072	656-1141
○	松島 彩	横川東小	教諭	宇都宮市下栗町963	656-1031
○	後藤 麻那美	横川西小	教諭	宇都宮市上横田町850	658-2679
○	木村 敏子	瑞穂野北小	教諭	宇都宮市下桑島町465	656-1587
	松本 典子	瑞穂野南小	教諭	宇都宮市西刑部町444	656-1589
○	増淵 智美	豊郷中央小	教諭	宇都宮市関堀町337	624-8202
○	岩崎 史弥	豊郷南小	教諭	宇都宮市竹林町532	621-0443
○	鈴木 一世	豊郷北小	教諭	宇都宮市横山町411-3	665-0205
○	長谷 恵夢	国本中央小	教諭	宇都宮市宝木本町1864-1	665-0900
○	矢田部 隆子	国本西小	教諭	宇都宮市新里町丁292	652-1186
○	島田 久美子	城山中央小	教諭	宇都宮市大谷町1402	652-0036
○	柴田 陽子	城山西小	教諭	宇都宮市古賀志町583	652-0800
	吉澤 奈央	城山東小	教諭	宇都宮市駒生町2360	652-0700
○	手塚 有砂	富屋小	教諭	宇都宮市徳次郎町66-1	665-0009
○	宮田 千代	篠井小	教諭	宇都宮市下小池町569-37	669-2102
	川田 高弘	姿川中央小	教諭	宇都宮市下砥上町121	658-2397
○	薄井 亮太	姿川第一小	教諭	宇都宮市西川田本町3-11-15	658-0419
○	和久井 由香	姿川第二小	教諭	宇都宮市砥上町52	648-3429
○	丸山 明日美	雀宮中央小	教諭	宇都宮市雀の宮3-10-13	653-0005

(○印は新理事)

氏名	所属校	職名	勤務校所在地	電話
○ 小川 伸一	雀宮東小	教諭	宇都宮市下反町256-1	653-0059
塚原 寿美子	雀宮南小	教諭	宇都宮市南町3-3	654-0049
○ 市川 且世	陽東小	教諭	宇都宮市陽東2-16-36	661-2100
○ 荒井 理生	御幸が原小	教諭	宇都宮市御幸が原町53-2	663-0358
○ 小笠原 麻央	五代小	教諭	宇都宮市五代2-22-33	653-8531
○ 富岡 久乃	陽光小	教諭	宇都宮市緑5-3-16	658-8650
○ 細谷 恭平	瑞穂台小	教諭	宇都宮市瑞穂1-22	656-4645
○ 國分 惇平	晃宝小	教諭	宇都宮市宝木本町1263-1	665-5295
○ 戸田 神道	新田小	教諭	宇都宮市針ヶ谷1-18-21	653-5288
○ 馬上 由美子	海道小	教諭	宇都宮市海道町35-1	661-6620
○ 古西 はるか	西が岡小	教諭	宇都宮市宝木町2-1075-12	624-1081
○ 山口 亜衣	上戸祭小	教諭	宇都宮市上戸祭町271-1	624-6615
○ 高橋 康二	上河内東小	教諭	宇都宮市下小倉町1302	674-2106
○ 岩間 京子	上河内西小	教諭	宇都宮市関白町471	674-2011
○ 高橋 静江	上河内中央小	教諭	宇都宮市中里町201-1	674-2018
○ 墨野倉 宏美	岡本小	教諭	宇都宮市岡本町2623	673-1831
○ 森田 民子	白沢小	教諭	宇都宮市白沢町1643	673-1817
○ 栃村 有紗	田原小	教諭	宇都宮市上田原町355	672-0200
○ 石渡 陽子	岡本西小	主任	宇都宮市中岡本町3709-2	673-2015
○ 平石 知子	岡本北小	教諭	宇都宮市中岡本町2481-1	673-5810
○ 坂本 成仙	田原西小	教諭	宇都宮市立伏町8-1	672-3170
○ 寄川 昌彦	一条中	教諭	宇都宮市一条1-4-7	633-0401
○ 高橋 邦明	陽北中	教諭	宇都宮市今泉町47-2	621-8491
○ 黒河内 由似	旭中	教諭	宇都宮市天神1-1-42	634-9177
○ 稲川 愛美	陽南中	教諭	宇都宮市陽南2-4-58	658-1293
○ 山田 真理子	陽西中	教諭	宇都宮市陽西町1-16	622-2328
○ 小山 佑佳	星が丘中	教諭	宇都宮市星が丘2-3-31	622-6542
○ 山脇 貴子	陽東中	教諭	宇都宮市石井町2800-42	662-9105
○ 狐塚 実織	泉が丘中	教諭	宇都宮市泉が丘4-11-40	661-2508
○ 大久 実鴻	宮の原中	教諭	宇都宮市鶴田町261	648-2226
○ 小室 裕夏	清原中	教諭	宇都宮市金当山町231	667-0101
○ 飯田 葵	横川中	教諭	宇都宮市屋板町143	656-2441
○ 竹田 泉	瑞穂野中	教諭	宇都宮市下桑島町1078	656-1586
○ 星 森人	豊郷中	教諭	宇都宮市関堀町350	624-8201
○ 川俣 栄梨	国本中	教諭	宇都宮市新里町丁1608-19	665-1146
○ 佐野 真彩	城山中	教諭	宇都宮市大谷町1423	652-0108
○ 甲賀 健一郎	晃陽中	教諭	宇都宮市徳次郎町1964	665-0042
○ 稲葉 美香	姿川中	教諭	宇都宮市西川田町1038	658-2203
○ 長谷川 朋子	雀宮中	教諭	宇都宮市雀の宮7-28-16	653-0379
○ 成滝 祥子	鬼怒中	教諭	宇都宮市平出町3764-10	661-6337
○ 永田 慎	宝木中	教諭	宇都宮市細谷町604	621-3959
○ 松本 尚樹	若松原中	教諭	宇都宮市若松原3-19-27	655-0679
○ 古田 敦子	上河内中	教諭	宇都宮市中里町162	674-2108
○ 布村 貴史	古里中	教諭	宇都宮市中岡本町3130	673-1815
○ 阿久津 真弓	田原中	教諭	宇都宮市下田原町1722	672-0008
○ 塩澤 美帆	河内中	教諭	宇都宮市中岡本町3743	673-3772

## 役員選出証明書

公示日	平成26年4月11日	組合員総数	2,044	投票者数	1,833
投票日	平成26年4月21日	投票場所	会員の所属する各学校		
連合体で代議制 によった場合	有権者 の範囲	/	有権者 総数	/	投票者 総数

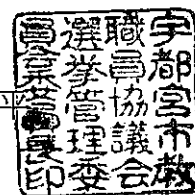
本団体の役員は構成員の全員が公平に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票により、投票者数の過半数で選出されたことを証明します。

平成26年5月2日

宇都宮市教職員協議会

平成26年度選挙管理委員長

渡部 恭平





平成26年度 宇都宮市教職員協議会

本部役員選挙の結果

投票日 平成26年4月21日

会長立候補者(定員1名)

信任投票数	氏名	所属	職名
1,828	大貫孝	城山中央小	教諭

副会長立候補者(定員4名)

1,826	木下知之	雀宮中央小	教諭
1,830	川俣貢裕	宮の原中	教諭
1,829	石井明子	瑞穂台小	養護教諭
1,825	手塚正道	峰小	教諭

事務局長立候補者(定員1名)

1,828	数又正史	富屋小	教諭
-------	------	-----	----

事務局次長立候補者(定員4名)

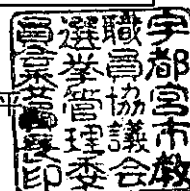
1,827	相澤恵美子	姿川第二小	事務長
1,828	荻原智子	五代小	主査
1,827	小林由典	清原中央小	教諭
1,827	大島陽平	戸祭小	教諭

監事立候補者(定員3名)

1,829	田崎典子	横川東小	事務長
1,827	平本宰己	富士見小	教諭
1,830	関根うつ子	豊郷中央小	養護教諭

上記の通り報告いたします。

委員長 渡部 恭平



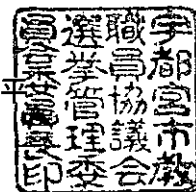
平成26年度  
宇都宮市教職員協議会 学校理事選挙結果の報告

信任投票数	氏名	所属校	職名
1,833	大塚 瑛子	中央小	教諭
1,833	岩崎 みなみ	東 小	教諭
1,833	渡部 恭平	西 小	教諭
1,833	富村 典子	築瀬小	教諭
1,833	大金 創太	西原小	教諭
1,833	手塚 栄介	戸祭小	教諭
1,833	瀬下 弓之佑	今泉小	教諭
1,833	星 笑美子	昭和小	教諭
1,833	角田 茜	陽南小	教諭
1,833	江部 まり子	桜 小	教諭
1,833	塚越 達也	錦 小	教諭
1,833	馬場 清華	細谷小	教諭
1,833	坂本 千春	峰 小	教諭
1,833	高島 朝子	富士見小	教諭
1,833	南雲 智仁	泉が丘小	教諭
1,833	新堀 敬裕	石井小	教諭
1,833	村山 美香	緑が丘小	教諭
1,833	須藤 美佐	宮の原小	教諭
1,833	長谷部 大樹	御幸小	教諭
1,833	菱山 香奈子	明保小	教諭
1,833	小林 悠里	宝木小	教諭
1,833	鶴見 佐和子	城東小	教諭
1,833	川村 孝子	平石中央小	養護教諭
1,833	水嶋 裕貴	平石北小	教諭
1,833	中條 陽史	清原中央小	教諭
1,833	齋藤 圭子	清原南小	教諭
1,833	織田 千春	清原北小	養護教諭
1,833	山崎 麻美	清原東小	教諭
1,833	永嶋 佳奈子	横川中央小	教諭
1,833	松島 彩	横川東小	教諭
1,833	後藤 麻那美	横川西小	教諭
1,833	木村 敏子	瑞穂野北小	教諭
1,833	松本 典子	瑞穂野南小	教諭
1,833	増淵 智美	豊郷中央小	教諭
1,833	岩崎 史弥	豊郷南小	教諭
1,833	鈴木 一世	豊郷北小	教諭
1,833	長谷 恵夢	国本中央小	教諭
1,833	矢田部 隆子	国本西小	教諭
1,833	島田 久美子	城山中央小	教諭
1,833	柴田 陽子	城山西小	教諭
1,833	吉澤 奈央	城山東小	教諭
1,833	手塚 有砂	富屋小	教諭
1,833	宮田 千代	篠井小	教諭
1,833	川田 高弘	姿川中央小	教諭
1,833	薄井 亮太	姿川第一小	教諭
1,833	和久井 由香	姿川第二小	教諭
1,833	丸山 明日美	雀宮中央小	教諭

信任投票数	氏名	所属校	職名
1,833	小川 伸一	雀宮東小	教諭
1,833	塚原 寿美子	雀宮南小	教諭
1,833	市川 且世	陽東小	教諭
1,833	荒井 理生	御幸が原小	教諭
1,833	小笠原 麻央	五代小	教諭
1,833	富岡 久乃	陽光小	教諭
1,833	細谷 恭平	瑞穂台小	教諭
1,833	國分 惇平	晃宝小	教諭
1,833	戸田 神道	新田小	教諭
1,833	馬上 由美子	海道小	教諭
1,833	古西 はるか	西が岡小	教諭
1,833	山口 亜衣	上戸祭小	教諭
1,833	高橋 康二	上河内東小	教諭
1,833	岩間 京子	上河内西小	教諭
1,833	高橋 静江	上河内中央小	教諭
1,833	墨野倉 宏美	岡本小	教諭
1,833	森田 民子	白沢小	教諭
1,833	栃村 有紗	田原小	教諭
1,833	石渡 陽子	岡本西小	主任
1,833	平石 知子	岡本北小	教諭
1,833	坂本 成仙	田原西小	教諭
1,833	寄川 昌彦	一条中	教諭
1,833	高橋 邦明	陽北中	教諭
1,833	黒河内 由似	旭中	教諭
1,833	稲川 愛美	陽南中	教諭
1,833	山田 真理子	陽西中	教諭
1,833	小山 佑佳	星が丘中	教諭
1,833	山脇 貴子	陽東中	教諭
1,833	狐塚 実織	泉が丘中	教諭
1,833	大久 実鴻	宮の原中	教諭
1,833	小室 裕夏	清原中	教諭
1,833	飯田 葵	横川中	教諭
1,833	竹田 泉	瑞穂野中	教諭
1,833	星 森人	豊郷中	教諭
1,833	川俣 榮梨	国本中	教諭
1,833	佐野 真彩	城山中	教諭
1,833	甲賀 健一郎	晃陽中	教諭
1,833	稲葉 美香	姿川中	教諭
1,833	長谷川 朋子	雀宮中	教諭
1,833	成滝 祥子	鬼怒中	教諭
1,833	永田 慎	宝木中	教諭
1,833	松本 尚樹	若松原中	教諭
1,833	古田 敦子	上河内中	教諭
1,833	布村 貴史	古里中	教諭
1,833	阿久津 真弓	田原中	教諭
1,833	塩澤 美帆	河内中	教諭

投票の結果、上記のとおり信任されましたので報告いたします。

委員長 渡部 恭平



平成26年4月11日

## 平成26年度 宇都宮市教職員協議会役員選挙公示

平成26年度の本会役員選挙を本会規約第20条・21条及び役員選挙規則のさだめるところにより下記によって行いますので、公示いたします。

宇都宮市教職員協議会選挙管理委員会

委員長 渡部 恭平

記



- |           |                |    |
|-----------|----------------|----|
| 1. 選挙期日   | 平成26年4月21日 (月) |    |
| 2. 役員及び人数 | 会長             | 1名 |
|           | 副会長            | 4名 |
|           | 事務局長           | 1名 |
|           | 事務局次長          | 4名 |
|           | 監事             | 3名 |

# 宇都宮市教職員協議会規約

## 第1章 総 則

第1条 この会は宇都宮市教職員協議会という。

第2条 この会の事務局を会長指定の学校内におく。

第3条 この会は、教職員が教育に専念し、教育効果を高めるため、教職員の勤務条件の改善をはかり、宇都宮市教育の振興に寄与することを目的とする。

第4条 この会は、目的達成のためにつぎの事業を行う。

- 1 教職員の勤務条件の改善に関する事
- 2 教職員の福利厚生に関する事
- 3 宇都宮市教育の振興に関する事
- 4 他の教育諸団体との連絡提携に関する事
- 5 その他目的達成に必要な事

## 第2章 組 織

第5条 この会は、宇都宮市立小・中学校に勤務する教職員（地方公務員法第52条第3項ただし書きに規定する管理職員等を除く）をもって組織する。

第6条 この会は、必要に応じ部会を設けることができる。

## 第3章 機 関

第7条 この会に決議機関として総会、評議員会を、執行機関として理事会、常任理事会をおく。

第8条 総会は、最高決議機関で、毎年1回開き、会長がこれを招集する。

臨時総会は、評議員会の要求があったとき、または理事会で必要と認めるとき、会長がこれを招集する。

第9条 総会は、全会員で構成し、次のことを決める。

- 1 規約の改正に関する事
- 2 予算の決議、決算の承認に関する事
- 3 会の事業に関する事
- 4 会の解散に関する事
- 5 他の団体への加入および脱退に関する事
- 6 その他必要な事項

第10条 評議員会は、総会につぐ決議機関で、必要に応じ会長が招集する。

第11条 評議員会は、所属する学校の会員が平等に参加し、直接かつ秘密投票による多数決で選挙された評議員によって構成する。

評議員は、各学校ごとに1名とし、30名を越えるごとに1名を増すものとする。

第12条 評議員の任期は1年とし、再選を妨げない。

第13条 評議員は、次のことを決める。

- 1 総会より委任された事項
- 2 緊急事項
- 3 予算の更正
- 4 規則、細則

第14条 理事会は、監事を除くその他の役員をもって構成し、必要に応じ会長が招集する。

第15条 理事は学校単位に1名を選出する。理事の任期は1年とし、再選を妨げない。

第16条 理事会は次のことを執行する。  
1 総会および評議員会の決議事項に関すること  
2 総会および評議員会に提出する議案に関すること

第17条 常任理事会は、理事の互選による若干名の常任理事と監事を除くその他の役員をもって構成し、必要に応じ会長が招集する。

第18条 常任理事会は、次のことを執行する。  
1 会務および緊急事項に関すること  
2 理事会から委任された議案に関すること

第19条 各会議は構成員の過半数で成立し、議長はその都度会議の構成員の中から選出する。議決は多数決によるものとし、可否同数のときは議長が決める。

ただし、第9条第1号および第4号から第6号に規定する事案については、構成員の直接、無記名投票による全員の三分の二以上の多数決によって決める。

#### 第4章 役員

第20条 この会に次の役員をおく。

会 長	1名
副 会 長	4名

事務局 長	1名
事務局 次長	4名
常 任 理 事	若干名
監 事	3名

第21条 前条の役員は（除く常任理事）、会員の直接秘密投票により、投票者の過半数の得票を得なければならない。

前項の選挙の手続きは、別に定める。

第22条 役員（除く監事）および監事の任期は1年とし、再選を妨げない。

第23条 役員の任務は次のとおりとする。  
会長は会務を掌握し、会を代表する。  
副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その代理をする。  
事務局長は、会長の指示を受け、会の事務を処理する。

事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その代理をする。

常任理事は、会務を分掌する。  
監事は、会計の監査を行う。

#### 第5章 事務局

第24条 この会に事務局をおく。  
事務局に次の帳簿をおく。

- 1 規 約
- 2 議事記録
- 3 財産目録
- 4 会 計 簿
- 5 会員名簿
- 6 役員名簿
- 7 事業記録
- 8 その他必要な帳簿

## 第6章 会 計

第25条 この会の経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

会費の負担月額は総会で決める。

第26条 この会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第7章 加入・脱退・統制

第27条 この会に加入または脱退しようとする者は、文書で会長に届出ることによって効力を生ずる。

第28条 会員で本会の名誉を棄損し、または趣旨に違反する行為があった場合は、評議員会の議決によって除名することができる。

## 第8章 補 則

第29条 この会の運営に必要な規則、細則は別に定める。

## 付 記

昭和49年6月15日 一部改正

昭和50年6月7日 一部改正

平成19年5月27日 一部改正

# 慶 弔 規 定

第1条 会員に弔事があったときは、下記により弔意を表するものとする。

会員死亡の場合は香料5万円を贈る。

第2条 前規定以外で、特に考慮する場合は生じたときには、役員会において処理するものとする。

この規定は昭和50年6月7日より適用する。

## 付 記

昭和55年6月7日 一部改正

昭和63年6月4日 一部改正

平成5年5月22日 一部改正

平成19年5月27日 一部改正

# 宇都宮市教職員協議会役員選挙規則

第1条 この規則は、宇都宮市教職員協議会規約第21条第2項の規定に基づき、本会役員選挙に必要な事項を定める。

第2条 役員選挙は、毎年総会前に行う。

第3条 役員選挙を行うときは、選挙管理委員会をおく。

第4条 選挙管理委員会は、別に定めるところによって選出された選挙管理委員によって構成する。ただし、役員立候補者は選挙管理委員になることはできない。

選挙管理委員の任期は1年とする。

第5条 選挙管理委員会に、委員の互選による委員長を1名おく。

第6条 選挙管理委員会は、次のことを行う。

- 1 選挙の公示
- 2 立候補の受付け、公示
- 3 投票および開票の立ち会い人、書記の任命
- 4 当選者の確認と発表
- 5 その他必要な事項

第7条 定時選挙の公示は、投票期日前10日までとし、会員に通知する。

第8条 選挙管理委員会は、その選挙当日以外の事務を事務局長に依頼することができる。

第9条 立候補する場合には、決められた立候補届けに所定の事項を記入し、投票期日7日前までに選挙管理委員会に届出なければならない。

第10条 役員に欠員が生じたときは、補欠選

挙を行う。ただし、残任期間二分の一以内の場合は行わない。

第11条 補欠選挙は、定時選挙と同じ手続きによって行う。

第12条 選挙は、会員の直接秘密の投票による。

第13条 選挙は、選挙管理委員会の定める投票用紙を用い、無記名によって行う。

第14条 投票所は各学校で、投票用紙を密封して、直ちに選挙管理委員会に送付する。

第15条 開票は、事務局において行い、投票者の過半数を得た者で、得票数の多い者より当選者とする。

ただし得票同数のときは、抽選によって決める。

第16条 立候補者が、定数を越えない場合には、信任投票を行う。この場合投票者の過半数の信任を得なければ当選者とならない。

第17条 この規則の定めるものの外、選挙に関し、必要な事項は、選挙管理委員会で定める。

第18条 規約第19条ただし書きに規定する投票については、本規則第6条第1号および第7条第8条、第12条から第14条までの規定を準用する。